

ID: 158

担当部署: 農林課

処分の概要	利用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町物産交流センター条例 第8条		
例 規 番 号	平成17年条例第19号		
【基準】			
<p>第8条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。 (利用許可の取消し)</p> <p>第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 利用者が利用許可の条件に違反した場合</p> <p>(2) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けた場合</p> <p>(4) 前条の規定に該当することとなった場合</p> <p>(5) 公益上やむを得ない事由が生じた場合</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日